

【法人向け福利厚生プラン利用規約】

本規約は、株式会社 SOUL UP（以下「当社」といいます。）が運営する「SOUL UP FIT 青葉台店」において提供する法人向け福利厚生プラン（以下「本プラン」といいます。）の利用条件を定めるものです。契約企業は、本規約、料金表および申込書兼確認同意書の内容を確認し、同意のうえ本プランを申し込むものとします。

第1条（目的）

1. 本プランは、契約企業の福利厚生の一環として、契約企業に所属する役員、従業員その他当社が認めた利用対象者に対し、パーソナルトレーニングを利用しやすい形で提供することを目的とします。
2. 本プランは、契約企業、代表者および利用対象者にとって、健康づくりのきっかけをつくり、継続しやすい運動環境を提供するための法人向けサービスです。
3. 本プランは、医療行為、治療、診断、処方等を目的とするものではありません。

第2条（定義）

1. 本規約において「契約企業」とは、本規約に同意のうえ、当社所定の申込手続きを行い、本プランを契約する法人または事業者をいいます。
2. 本規約において「利用対象者」とは、契約企業が本プランの利用対象として当社に通知し、当社が利用を認めた者をいいます。
3. 本規約において「月間利用回数」とは、契約企業が選択したプランに応じ、当該月に利用できるトレーニング回数をいいます。
4. 月間利用回数は、契約企業内の利用対象者間で共有して利用できるものとします。
5. 本プランの利用場所は、SOUL UP FIT 青葉台店（神奈川県横浜市青葉区青葉台 1-13-1 青葉台郵便局 3F-I 区画）とします。
6. 本プランは、来店トレーニングのみを対象とし、オンライントレーニングは含まないものとします。

第3条（申込および契約の成立）

1. 契約企業は、当社所定の申込書兼確認同意書に必要事項を記入または確認し、当社が定める方法により申し込むものとします。
2. 本プランの契約は、当社が申込内容を確認し、契約企業が本規約、料金表および申込書兼確認同意書に同意したうえで、初回支払が完了した時点で成立するものとします。
3. 契約企業は、本プランの税務上の取扱い、福利厚生費としての処理可否その他会計・税務上の事項について、必要に応じて契約企業の税理士等の専門家に確認するものとします。
4. 申込内容に虚偽、不備、または当社が不適切と判断する内容がある場合、当社は申込みを承諾しないことがあります。

第4条（利用対象者名簿）

1. 契約企業は、本プランを利用する可能性のある利用対象者の氏名その他当社が必要と判断する情報を、当社所定の方法により当社へ共有するものとします。
2. 当社は、前項の情報をもとに企業利用者名簿を作成し、本人確認、予約管理、安全管理、利用状況の確認および契約企業への報告のために使用します。
3. 契約企業は、利用対象者に変更が生じた場合、速やかに当社へ通知するものとします。

4. 利用対象者が未成年である場合、契約企業は、当該利用対象者が保護者の同意を得たうえで利用するよう確認するものとします。

第5条（契約期間および自動更新）

1. 本プランの初回契約期間は、契約開始月を含む3ヶ月間とします。
2. 契約開始日は、原則として毎月1日または15日のいずれかとします。
3. 契約開始日が1日の場合、初回契約期間は開始月1日から3ヶ月目の末日までとします。
4. 契約開始日が15日の場合、開始月は半月分の利用期間として取り扱い、初回契約期間は開始月15日から3ヶ月目の末日までとします。この場合、開始月の利用料および月間利用回数は、選択プランの半額および半数を基準とします。
5. 初回契約期間満了後、本プランは3ヶ月ごとの契約として自動更新されます。以後も同様とします。
6. 契約企業が更新を希望しない場合は、契約期間満了月の20日までに、当社所定の方法により更新停止の申出を行うものとします。

第6条（料金）

1. 本プランの料金、月間利用回数および利用目安は、以下のとおりとします。

【法人ライト】

月間利用回数：月16回

月額料金：96,000円（税込）

1回単価：6,000円

利用目安：2～4名程度

【法人スタンダード】

月間利用回数：月24回

月額料金：132,000円（税込）

1回単価：5,500円

利用目安：4～8名程度

【法人プレミアム】

月間利用回数：月32回

月額料金：160,000円（税込）

1回単価：5,000円

利用目安：5～8名程度

2. 法人スタンダードは、当社が推奨する標準プランとします。
3. 各料金には、来店トレーニング、食事チェック、ウェア・シューズ・靴下・タオルの無料レンタルが含まれます。
4. 契約開始日が15日の場合、開始月の利用料は、選択プランの月額料金の半額を基準とします。開始月の利用回数も、選択プランの月間利用回数の半数を基準とします。
5. 料金表に定めのない事項については、当社と契約企業が協議のうえ決定します。

6. 料金は、社会情勢、物価、運営状況等により変更される場合があります。ただし、既に成立している契約期間中の料金変更については、当社が別途案内するものとします。

第7条（支払方法および支払期日）

1. 本プランの利用料は、前払い制とします。
2. 契約企業は、当社が指定する銀行口座への振込、クレジットカード決済、Square、その他当社が指定する方法により支払うものとします。
3. 銀行振込を利用する場合の振込手数料は、契約企業の負担とします。
4. 契約開始日が1日の場合、契約企業は、契約開始前までに開始月分の利用料を支払うものとします。
5. 契約開始日が15日の場合、契約企業は、契約開始前までに開始月半月分の利用料および翌月分の利用料を支払うものとします。
6. 当社は、原則として毎月初めに翌月分の請求書を発行します。契約企業は、当該請求書に基づき、毎月20日までに翌月分の利用料を支払うものとします。
7. 支払期日が金融機関休業日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日までに支払うものとします。
8. 契約企業が支払期日までに利用料を支払わない場合、当社は、支払が確認できるまで本プランの利用を停止できるものとします。

第8条（月間利用回数および利用期限の猶予）

1. 月間利用回数は、原則として当該月内に利用するものとします。
2. 前項にかかわらず、当該月内に利用できなかった月間利用回数がある場合、当社は、翌月末日まで利用期限を猶予します。
3. 翌月末日を過ぎた未利用回数は失効し、返金または他の月への再繰越は行いません。
4. 契約開始日が15日の場合、開始月に付与される半月分の利用回数についても、翌月末日まで利用期限を猶予します。
5. 利用期限の猶予により翌月へ持ち越された利用回数がある場合、原則として猶予分から先に消化するものとします。
6. 契約終了時点で、契約期間中に既に発生している未利用回数が残っている場合、当該未利用回数については、各利用回数に定められた利用期限の猶予期間内、すなわち発生月の翌月末日までに限り利用できるものとします。
7. 契約終了後に新たな月間利用回数は発生しません。
8. 契約終了後に未利用回数を利用する場合であっても、予約方法、キャンセル規定、禁止事項、免責事項、その他本規約に定める利用条件は引き続き適用されるものとします。

第9条（初回利用）

1. 利用対象者の第1回目の来店は、無料体験として実施します。
2. 初回利用では、カウンセリングおよびトレーニングを行い、目標、運動歴、既往歴、身体の状態その他安全にトレーニングを行うために必要な事項を確認します。
3. 第1回目の無料体験分は、契約企業の月間利用回数を消化しません。
4. 利用対象者の状態、既往歴、当日の体調等により、安全管理上必要と当社が判断した場合、当社はトレーニング内容の変更または利用の中止を行うことがあります。
5. 初回無料体験後、当社が安全上または運営上、本プランの利用継続が適切でないと判断した場合、当社は当該利用対象者の利用を制限またはお断りできるものとします。

第 10 条（予約）

1. プランの利用は完全予約制とし、利用対象者または契約企業は、当社所定の方法により事前に予約を行うものとしします。
2. 予約および問い合わせは、原則として公式 LINE その他当社が指定する方法により行うものとしします。
3. 固定予約を行う場合は、原則として毎週の固定予約としします。隔週での固定予約は行いません。
4. 予約枠には限りがあるため、契約企業および利用対象者は、希望日時に予約できない場合があることをあらかじめ承諾するものとしします。
5. 契約企業および利用対象者は、予約枠を不当に占有する行為、無断キャンセルを繰り返す行為、その他当社の円滑な運営を妨げる行為を行ってはなりません。

第 11 条（予約変更およびキャンセル）

1. 予約の変更またはキャンセルは、原則として予約日前日の 23 時 59 分までに行うものとしします。
2. 当日の時間変更については、当社の予約枠に空きがある場合に限り対応します。
3. 予約日前日の 23 時 59 分を過ぎたキャンセル、無断キャンセルまたは予約時間に遅れて来店し実施できなかった場合、当該予約は利用済みとして取り扱うことがあります。
4. 災害、交通機関の大幅な乱れ、急病その他やむを得ない事情がある場合は、当社の判断により個別に対応することがあります。
5. 前項の対応は当社の裁量により行うものであり、すべてのキャンセルについて振替を保証するものではありません。

第 12 条（レンタル品）

1. 利用対象者は、当社が提供するウェア、シューズ、靴下、タオルその他のレンタル品を利用できます。
2. レンタル品には数量に限りがあり、希望するサイズを用意できない場合があります。利用対象者は、必要に応じて自身に合うウェア、シューズ、靴下等を持参するものとしします。
3. 利用対象者は、レンタル品を善良な管理者の注意をもって使用するものとしします。
4. 利用対象者が、故意または過失によりレンタル品を破損、紛失または著しく汚損した場合、当社は契約企業または利用対象者に対し、実費相当額を請求できるものとしします。

第 13 条（食事チェック）

1. プランには、利用対象者に対する食事チェックが含まれます。
2. 食事チェックは、利用対象者の食事内容を確認し、無理なく継続できる食事改善をサポートするものです。
3. 食事チェックは医療行為、治療、診断、処方、栄養療法の提供を行うものではありません。
4. 利用対象者の食事内容、身体情報、相談内容その他個人のプライバシーに深く関わる情報について、当社は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、契約企業へ共有しません。

第 14 条（利用条件）

1. プランの利用条件、施設利用上の注意事項、禁止事項、安全管理、免責事項その他本規約に定めのない店舗利用に関する事項は、当社が定める店舗会員の利用規約に準じます。
2. 利用対象者は、当社およびトレーナーの指示に従い、安全に配慮して本プランを利用するものとしします。

3. 利用対象者が当社の指示に従わない場合、他の利用者または当社に迷惑を及ぼす行為を行った場合、その他当社が不適切と判断した場合、当社は当該利用対象者の利用を停止または制限できるものとします。

第 15 条（利用状況の共有）

1. 当社は、契約企業に対し、本プランの利用状況を共有します。
2. 共有する情報は、原則として利用対象者の氏名、利用日、利用時間、利用回数、予約状況、キャンセル状況その他本プランの管理に必要な範囲に限ります。
3. 当社は、利用対象者の健康状態、身体情報、トレーニング内容の詳細、食事内容、相談内容その他個人のプライバシーに深く関わる情報について、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、契約企業へ共有しません。
4. 契約企業は、当社から共有された利用状況に関する情報を、本プランの管理、福利厚生制度の運用および社内確認に必要な範囲でのみ使用するものとします。

第 16 条（禁止事項）

契約企業および利用対象者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 本プランの利用権限を第三者へ譲渡、貸与、転売または名義貸しする行為
- (2) 虚偽の情報を申告する行為
- (3) 当社、トレーナー、他の利用者または第三者に迷惑、損害または不利益を与える行為
- (4) 施設、設備、備品またはレンタル品を故意または過失により破損、紛失または汚損する行為
- (5) 当社またはトレーナーの許可なく、施設内での撮影、録音、動画撮影、ライブ配信、SNS 投稿等を行う行為
- (6) 指導内容、メニュー、資料等を、当社の許可なく転載、販売、二次利用する行為
- (7) 法令、公序良俗または本規約に違反する行為
- (8) その他当社が不適切と判断する行為

第 17 条（中途解約および更新停止）

1. 契約企業が次回契約期間への更新停止を希望する場合は、契約期間満了月の 20 日までに、当社所定の方法により申し出るものとします。
2. 本プランは 3 ヶ月単位の契約を前提とするため、契約期間中に契約企業の都合により中途解約を希望する場合であっても、既に発生している契約期間内の利用料については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、返金しません。
3. 20 日を過ぎて更新停止の申出があった場合、次回契約期間以降の更新停止として取り扱うことがあります。
4. 契約終了時点で未利用回数が残っている場合の取扱いは、第 8 条の定めに従うものとします。
5. 本条は、別途当社と契約企業が書面または電磁的方法により異なる合意をした場合、その合意を優先します。

第 18 条（契約解除）

契約企業または利用対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの催告なく本契約を解除し、または当該利用対象者の利用を停止できるものとします。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 利用料その他当社に対する支払を遅滞した場合
- (3) 申込内容または申告内容に虚偽があった場合
- (4) 当社、トレーナー、他の利用者または第三者に損害、迷惑または不利益を与えた場合

- (5) 反社会的勢力に該当し、または関係があると当社が判断した場合
- (6) その他本プランの継続が困難であると当社が判断した場合

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約企業および利用対象者は、反社会的勢力に該当しないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し保証します。
2. 契約企業または利用対象者が前項に違反した場合、当社は事前通知なく契約を解除し、または当該利用対象者の利用を停止できます。
3. 前項により契約解除または利用停止となった場合、当社は契約企業または利用対象者に生じた損害について責任を負いません。

第 20 条（免責）

1. 当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、利用対象者が本プランの利用中または利用前後に被った怪我、体調不良、疾病、事故その他の損害について責任を負いません。
2. 利用対象者は、自己の健康状態を踏まえ、無理のない範囲で本プランを利用するものとします。
3. 体調に不安がある場合、利用対象者は事前に医師へ相談し、当社へ申し出るものとします。
4. 天災地変、交通機関の停止、感染症の流行、行政指導、設備不良、停電その他当社の責めに帰すことのできない事由により本プランの提供が困難となった場合、当社は責任を負いません。
5. 当社の責任が認められる場合であっても、当社の損害賠償責任は、当該損害発生日から直近 3 ヶ月間に契約企業が当社に支払った利用料相当額を上限とします。ただし、法令により責任の制限が認められない場合はこの限りではありません。

第 21 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、契約企業および利用対象者から取得した個人情報を、予約管理、本人確認、安全管理、利用状況の共有、請求管理、連絡対応、食事チェック、その他本プランの提供に必要な範囲で利用します。
2. 当社は、法令に基づく場合、本人の同意がある場合、または本プランの提供に必要な範囲で業務委託先へ提供する場合を除き、個人情報を第三者へ提供しません。
3. 個人情報の取扱いは、当社のプライバシーポリシーに従います。

第 22 条（規約の変更）

1. 当社は、法令の変更、サービス内容の変更、料金体系の変更、運営上の必要その他相当の理由がある場合、本規約を変更できるものとします。
2. 本規約を変更する場合、当社は、変更内容および効力発生日を契約企業へ通知します。
3. 変更後の規約は、効力発生日以降の本プランに適用されます。

第 23 条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社と契約企業は、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第 24 条（準拠法および管轄）

1. 本規約は日本法に準拠します。
2. 本規約または本プランに関して紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2026 年 6 月 6 日から施行します。

本規約の内容は、当社と契約企業が別途書面または電磁的方法により合意した場合、その合意内容を優先します。

株式会社 SOUL UP

SOUL UP FIT 青葉台店

神奈川県横浜市青葉区青葉台 1-13-1 青葉台郵便局 3F-I 区画